

令和8年度 金山町地域おこし協力隊 募集要項

1 はじめに

金山町は、福島県会津地方の南西部、新潟県との県境、山々に囲まれる自然豊かな「奥会津」といわれる地域にあります。令和7年11月1日現在、人口1,712人の町で、少子高齢化が進行していることから、地域活力の低下が懸念されています。

そこで、将来にわたり地域が持続していくため、周囲と協力して地域の活力を維持しながら、農林水産業をはじめとした様々な「地域協力活動」を行う人材として「金山町地域おこし協力隊」を募集します。

任用期間終了後は、起業、事業承継又は就職により自立し、町内に定住されることを期待します。

2 募集区分

金山町地域おこし協力隊員は、地域力の維持・強化に資する次の（1）～（6）に掲げる「地域協力活動」に従事するものとし、具体的な募集（活動）内容は別紙1に定めるものとします。

- （1）地域産業承継活動
- （2）農林水産業振興活動
- （3）観光振興活動
- （4）商工業振興活動
- （5）教育・文化振興活動
- （6）移住・定住振興活動
- （7）その他地域の活性化に資する活動

3 募集定員

3名

※別紙1に定める募集内容1件につき1名を募集し、令和8年度・令和9年度採用人数があわせて3名達した段階で募集を締め切ります。

4 募集対象者

以下の全てを満たす方を募集対象とします。

- （1）採用される年度の4月1日現在で18歳以上の方
- （2）3大都市圏をはじめとする都市地域等¹に住民票を有し、採用が決定し、委嘱された後は、金山町に住民登録して生活拠点を移すことができる方
- （3）普通自動車免許を有する方（オートマチック限定可）
- （4）パソコンの基本的な操作ができる方

¹3大都市圏をはじめとする都市地域等…過疎地域など「条件不利地域」に該当しない市町村であって、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいいます。ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とします。お住まいの地域が該当となるか不安な場合はお問い合わせください。

- (5) 心身ともに健康な状態で、誠実に職務ができ、体を動かすことを苦にしない方
- (6) 協調性があり、活動先や地域になじんで積極的に行動できる方
- (7) 税金又は保険料等、市区町村が個人から徴収すべきものについて滞納がない方
- (8) 緊急時の連絡先を有している方
- (9) 以下の項目に該当する方は応募することができません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 金山町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募受付期間

令和8年1月9日から令和8年12月25日まで

※ただし、定員に達した時点で申込を締め切ります。

6 勤務条件等

別紙2を参照してください。

7 提出書類

次の(1)及び(2)の書類を郵送してください。

(1) 応募書類

- ①金山町地域おこし協力隊 履歴書(様式1)
- ②金山町地域おこし協力隊 エントリーシート(様式2)

(2) 添付書類

- ③住民票(抄本)
- ④身分証明書の写し(免許証等、顔写真のついたもの)
- ⑤最新の納税証明書(市町村民税)

※時期により最新の納税証明書が発行されない場合は、後日、別途提出を求めることがあります。

※環境により応募書類をホームページからダウンロードできない方は、応募用紙を郵送いたしますので、宛名を記載して、140円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して送付してください。

8 選考の流れ

(1) 第一次選考(書類選考)

提出書類による書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。

(2) 第二次選考(面接試験(オンライン))

第一次選考合格者を対象に、個人面接を行います。選考結果は第二次選考受験者

全員に通知します。

(3) 第三次選考（面接試験（対面））

第二次選考合格者を対象に、個人面接を行います。

(4) 採用決定

合否について、第三次選考受験者全員に文書で通知します。

※応募に係る経費（書類申請費用、面接時の交通費など）は、全て応募者個人の負担とします。

※面接前に、地域の様子を知るため来町することや移住の相談をされることについては、全く禁止するものではありません。納得のいくまで下調べのうえ、応募してください。必要に応じて移住支援センター職員も同席し、お話を伺います。

9 問い合わせ・応募先

〒968-0011

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地 393 番地

金山町役場 地域おこし協力隊担当課

TEL：0241-54-5203 FAX：0241-54-2117

e-mail:kikaku@town.kaneyama.fukushima.jp

金山町ホームページ <https://www.town.kaneyama.fukushima.jp>

※その他町の情報については情報発信アカウント（Facebook）をご覧下さい。

<https://www.facebook.com/town.kaneyama.fukushima/>

(1) 地域産業承継活動
募集なし
(2) 農林水産業振興活動
<p>“町の基幹産業を支え、伸ばす（農産物）”</p> <p>担い手の減少により、特産品農産物の数量の確保が課題となっているため、将来にわたり栽培・販売を持続させ、更なる活性化を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none">・主な活動…地域特産農産物の生産者の中での実地研修。町が行う新規就農者募集イベントの補助等。
<p>“町の基幹産業を支え、伸ばす（花き）”</p> <p>昭和かすみ草栽培の振興活動を行う。昭和かすみ草振興協議会で開催する研修などにも参加し、地域ブランドの生産地としてさらなる振興を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・主な活動…昭和かすみ草農家等での実地研修。町が行う新規就農者募集イベントの補助等。
<p>“森を生き返らす森林再生者”</p> <p>先人が植林したスギ林の多くが手入れできず荒れた状態です。その森林を再生させるために実戦部隊となってくれる方を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none">・主な活動…林業事業体や林業アカデミーなどの研修。
(3) 観光振興活動
<p>“地元に根差す「新しい」観光の先導者”</p> <p>町の観光資源として、「霧幻峡の渡し」や「JR只見線」等国内外から注目が集まっていますが、少子高齢化により担い手が不足しています。貴重な観光資源に注目が集まる今、新たな観光を軸とした周遊ルートの構築し、更なる活性化を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none">・主な活動…町観光物産協会での観光資源の発掘・ブラッシュアップ、新規コンテンツ立ち上げ。町が行うPRイベントの補助等。
(4) 商工業振興活動
募集なし
(5) 教育・文化振興活動
募集なし
(6) 移住・定住振興活動
募集なし
(7) その他地域の活性化に資する活動
募集なし

別紙2

任用形態	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づき町長が任用する会計年度任用職員（パートタイム）とします。
任用期間	<p><u>委嘱の日から当該日が属する年度の3月31日まで</u></p> <p>※上記を原則としますが、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行うことがあります。但し、この場合でも最初に委嘱された日から3年を限度とします。</p> <p>※任用の日は任用候補者と町が協議のうえ決定した日とします。</p> <p>※委嘱の趣旨に適合しない個人的な活動を行うなど、金山町地域おこし協力隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合には、任期終了を待たずに任用を取り消します。</p>
報酬等	<p><u>月額報酬230,000円のほか、期末手当を支給します。</u></p> <p>※上記金額から所得税及び健康保険（40歳以上介護保険含む）・厚生年金・雇用保険への加入に伴う保険料の本人負担分が控除されます。</p> <p>※その他の手当（退職手当等）は支給しません。</p> <p>※上記金額は、下記の勤務時間の場合の金額です。2年目以降、勤務時間を短縮した場合は、上記の金額から日数に応じた金額を減額します。</p> <p>※2年目以降については、社会情勢等により月額報酬が変動する場合があります。</p>
勤務場所	金山町内 ※研修等のため、金山町外で活動することもあります。
勤務時間	一週間あたりの勤務時間を37時間30分までとします。 ※勤務時間は8時30分から17時までを基本とし、12時から13時までを休憩時間とします。
有給休暇	10日間の年次休暇、公民権の行使又は官公署への出頭による休暇、感染症や非常災害等により勤務しないことがやむを得ない場合を有給休暇とします。 ※年次休假日数は、任用期間により10日より少なくなることがあります。
無給休暇	病気休暇、特別休暇（産前・産後、育児時間、生理日の就業困難、子の看護、忌引、結婚、骨髄移植、介護休暇、介護時間）
休業	育児休業
社会保険等	厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入するほか、活動内容を鑑み傷害保険に加入することができます。
住居	金山町内にある町営住宅等に入居し、家賃は町が負担します。
車両	任用期間中貸与しますが、公用車としての性格から、自ずと使用用途は限定されます。当然、私用目的で使用することはできません。
旅費	出張命令に従い基準に基づいて支給します。

貸与備品	業務中使用するパソコンを貸与するほか、生活に必要最低限度の家電製品について、入居時に限り現物を貸与し、任用期間中使用いただきます。
隊員負担	(1) 引越しに必要な経費 (2) 水道料金、下水道料金、光熱水費、電話等通信費 (3) 貸与備品以外の活動期間中の生活備品
服務	職務専念義務、信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、守秘義務等、地方公務員法の規定が適用されます。
懲戒処分	遅刻・早退、秘密漏洩、公金処理不適正、酒酔運転、物損事故等

※その他留意事項

- ・住所を異動後は、居住する地区の基準に応じた区費の支払や共同作業（集落内の清掃等）への参加、消防団等の業務外活動があることを了解のうえ応募してください。これらの活動は、本町では町民であれば等しく行う住民としての活動で、地域で暮らす上では避けて通れません。また、地域から受け入れられるためにも大切なことがあります。
- ・町民に活動を知らせる機会として、町の広報紙に記事を掲載します（原則として隔月、在任協力隊員の輪番となります）。また、年1回活動報告会を開催し、それぞれの活動内容を発表してもらいます。
- ・委嘱した地域協力活動以外の定住・定着に向けた活動は、自主的に行っていただきますので、経費も自己負担となります。
ただし、2年目以降（ほとんどの場合3年目又は退任後になりますが）、一定の条件を充たす場合に、起業・事業承継に対する補助制度を設けています。また、定住に向けた相談・打ち合わせは隨時行います。